

英高裁、離脱手続き開始に議会承認求める

発表日：2016年11月4日（金）

～議会関与は混乱の元か、それとも救いの手か？～

第一生命経済研究所 経済調査部
主席エコノミスト 田中 理
03-5221-4527

- ◇ 英高等法院はEU離脱手続きの開始に議会の承認が必要との判決を下した。政府は上訴し、最高裁の判決は年末近くか年明け以降になる公算。仮に最高裁も同趣旨の判決を下せば、議会審議の難航から、来年3月末までとする離脱通告時期が後ずれする可能性が高まる。
- ◇ 残留派が多数を占める議会が離脱手続きの開始を阻止することも数の上では可能だが、国民投票で残留票を投じた議員の多くも投票結果を尊重する方針に傾いているとされる。議会審議の難航で通告時期が遅れるにしても、議会が離脱を阻止することはないとみる。
- ◇ 議会審議が行き詰まり、来年中の解散・総選挙を予想する見方も一部で浮上している。だが、首相に議会の解散権はなく、2020年の任期満了前の解散には、内閣不信任案を可決するか、下院の3分の2以上の解散動議の可決が必要となる。早期解散のハードルは高い。
- ◇ 今回の判決で離脱協議の開始時期を巡る不透明感は増したが、議会関与が強まることで、協議方針を巡る不透明感が後退し、強硬な離脱に向かうリスクがやや後退するなどポジティブな面もある。

英国の高等法院は3日、リスボン条約第50条に基づくEUからの離脱手続きを正式に開始するには、議会の承認が必要との判決を下した。メイ首相とその周辺は、離脱手続きを開始するか否かの判断は、国王からの負託に基づく政府の専権事項であり、議会の投票を必要としないとの立場を採ってきた。北アイルランドの高等法院が10月下旬に下した判決も、議会承認は必要ないとのもので、司法関係者の間でもそうした見方が多かった。政府は最高裁判所に上訴する方針で、12月5～8日頃に審理が行なわれると目されている。審理後に判決を下すまでには数週間程度を要するとみられ、最高裁の判決が出るのは年末近くか年明け以降になると見られている。仮に最高裁も同趣旨の判決を下す場合、来年3月末までに離脱の正式な通告をするとの首相の計画が後ずれする可能性が高まろう。

6月の国民投票では定数650の下院議員のうち500名近くが残留を支持した。スコットランド人民党を始め、一部の議員は残留姿勢を貫くことが予想され、議会審議の紛糾は避けられない。議会の関与が、単なる離脱手続きの開始を巡る採決ではなく、新たな立法措置が必要とされた場合、議会審議には相当な時間を要することになりそうだ。また、世襲貴族を中心に構成される上院の審議も必要となった場合、下院の決定を覆すことはないにしても、法案の修正を求めるなどして、審議の遅れにつながる可能性がある。このように議会が第50条の発動を阻止することも数の上では可能だが、残留票を投じた議員の多くも今は投

票結果を尊重し、離脱を阻止しない方針に傾いているとされる。メイ首相は必要に応じて党議拘束をかけるなどして、保守党内の票固めを行なうとみられる。議会審議の難航で通告時期が遅れることはあったとしても、最終的に議会が離脱を阻止する可能性は低いと判断している。

政権を率いる保守党は下院で単独過半数の議席を確保しているとは言え、過半数を僅か5議席上回っているに過ぎない。政府関係者は2020年の議会任期満了前の解散・総選挙を否定しているが、議会審議が行き詰まれば、来年中にも総選挙が行なわれるとの見方も一部で浮上している。議会任期を5年に固定した2011年の制度改正の結果、首相は議会の解散権を放棄し、任期前解散には、①内閣不信任が可決されるか、②下院の3分の2以上の賛成で解散の動議が可決される必要がある。国民投票の結果を尊重しようとするメイ政権に対する不信任は有権者の反感を買う恐れがあり、解散動議の可決には国民投票後の党内抗争で支持を落とす野党第1党・労働党の賛成が必要なことから難しい。

英国政府はこれまで、離脱協議を不利にする可能性があるとして、協議方針を事前に明かすことに否定的な立場を採ってきた。だが、離脱容認に傾いている議員の多くも、離脱協議の開始に先駆けて、政府の協議方針を明らかにすることを求めている。離脱手続きの開始に議会の承認が必要となれば、政府は協議方針をより明確化する必要に迫られ、協議の行方を巡る不透明感が多少なりとも緩和する可能性がある。また、今後の離脱協議での議会関与が強まれば、単一市場へのアクセスを重視したり、十分移行期間や周知期間を確保するなど、最近の政府関係者の発言から示唆されたよりも、やや穏健な離脱に向かう可能性が高まる。今回の判決により離脱協議の開始時期を巡る不透明感が増したほか、保守党内の離脱強硬派の不満が広がる恐れがあるものの、英国が離脱に向かう基本シナリオは不変で、協議方針を巡る不透明感が後退する点や、強硬な離脱に向かうリスクがやや後退する点はポジティブに評価できる。

以上